

## 南会津町観光物産協会 E C サイト（モール式）構築業務プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け落ち込んだ町内物産品の消費への対策として、販売促進と地域外消費の回復へ向け、E C サイトを活用した購買機会の創出を図り、町内物産品の販売促進を図ることを目的とする。

また、情報発信力の高いホームページとすることとし、情報発信者に専門的知識がなくても使いやすく多様な表現にて情報を発信できるシステムとすること等を目的にデザイン及び機能の構築を実施する。

### 2 コンペに付する事項

#### ① 委託業務件名

南会津町観光物産協会 E C サイト（モール式）構築業務

#### ② 業務内容

別添「南会津町観光物産協会 E C サイト（モール式）構築業務仕様書」のとおり

#### ③ 契約期間

契約締結の日から令和 2 年 9 月 3 0 日まで

#### ④ 予算上限

予算額 3, 9 5 5, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

① 業務の実施について、南会津町観光物産協会の求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えていること。

② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。

### 4 参加申込及び企画提案書等の提出

#### ① 提出書類等

コンペの参加申込は、企画提案書（任意様式）の提出に併せて行うものとし、次の書類を提出すること。

##### ・企画提案書 【3部】

A 4 版（A 3 版を 2 頁にわたり織り込むことは妨げない）で作成し、できる限り簡潔にまとめ、専門的知識がない者でも理解できるように、イメージ図等を用いながら簡単明瞭に具体的に記載すること。また、専門用語や略語を使用する際は、巻末等に一般用語による定義を置くか注釈を付すことが望ましい。

なお、仕様書の意図を満足した上でさらによい提案（独自提案）がある場合は、そのことが分かるように記載すること。

#### ② 見積書 【委託対象業務見積書 1 部、サーバー費・保守等の業務見積書 1 部】

今回の委託対象業務に係る経費のほか、次年度以降のサーバー費・保守等の業務に係る年間経費を把握できる見積書を提出すること。

③ 会社概要資料 【1部、パンフレット類は3部】

会社の概要が分かる資料を1部提出すること。パンフレット類は3部提出すること。なお、以下の※が分かる資料を提出すること。

※会社概要：会社の住所や沿革等を記載した資料。パンフレット類に記載があればそれでよいとする。

※受託体制：本業務に携わる技術者等の体制や従事者数、主担当者の氏名及び連絡先。

※受託実績：同種業務に係る主だった実績。

④ 提出期限

提出期限は、令和2年7月3日（金）午後5時とする。提出方法は、南会津町観光物産協会事務所への持参又は郵送とし、郵送の場合については令和2年7月3日（金）必着とする。

⑤ その他

・企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。

・企画提案書等は、提出してから委託予定事業者が決定するまでの間、一切の内容変更等ができない。

・企画提案書等の著作権は著作者（提案者）に帰属する。ただし、採用された企画提案書等の著作権は南会津町観光物産協会に帰属するものとする。

・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを企画提案書に使用した場合のほか、企画提案書の提出に伴い紛争が生じた場合は、その責任は提案者が負う。

・提出された企画提案書等関係書類については返却しない。

・提出された企画提案書等は本企画コンペの目的以外には使用しないものとし、目的が終了した後は適正確実に処分する。

## 5 審査

① 審査は、第1次審査（書面）及び第2次審査（プレゼンテーション）による企画コンペ方式とし、最も優れた提案を提出する。

② 第1次審査で選定した後、第2次審査で最高得点を獲得した者を最優秀提案者として決定する。※参加者が1社の場合には、プレゼンテーションは行わず、協議の場を設けて提案内容の確認を行い、契約に足る事業者であるかの判断を行う。

③ 第2次審査（プレゼンテーション）については、提出書類に基づいたプレゼンテーションを行い、最も優れた提案を選定する。プレゼンテーション時間は15分間以内とし、質疑応答の時間は15分間とする。

④ 第2次審査（プレゼンテーション）の詳細や日時・場所等については、第1次審査で選定された者に改めて連絡する。

⑤ 第2次審査（プレゼンテーション）に必要な機材は各自で準備すること。

※但し、プロジェクター及びスクリーンについては主催者で用意する。

⑥ 選考結果については、第1次・第2次とも文書により通知する。

## 6 契約

- ① 審査を経て選定された最優秀提案者と契約する。
- ② 最優秀提案者とは、委託業務契約の締結へ向けて所要の協議を行い、協議が合意にいたったときに契約を締結する。
- ③ 主な協議内容は以下のとおりである。
  - ・企画提案を本協会の実情に沿ったものにするための調整変更。
  - ・毎年度発生する保守等の業務についての協議（予算の範囲内で実施できるように内容や回数等を調整するもの）。
  - ・最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、時点の提案者と契約に向けて協議する。
  - ・契約については、予算の範囲内で随意契約を行う。

## 7 その他

- ① 企画コンペ及び業務委託を通じて、著作権法等の法令を遵守すること。
- ② 企画コンペに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ③ 契約の成果品に係る権利は、南会津町観光物産協会に帰属するものとする。
- ④ 下記に該当する場合は、企画コンペの参加（契約締結に着手した場合の契約を含む）を取り消すことがある。
  - ・「参加資格」に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
  - ・企画提案書等に法令違反や虚偽の記載をした場合その他非違行為があった場合
  - ・その他この要領や仕様書が定める手続きを遵守しなかった場合
- ⑤ 契約者が以下のいずれかに該当する場合は、契約をしないことがある。
  - ・自己の責任により、企画案の実現が著しく困難となったとき。
  - ・自己の責任により、企画を大幅に変更せざるを得なくなったとき。

## 8 問合せ・書類提出先

〒967-0006

福島県南会津郡南会津町永田字枇杷影2

南会津町観光物産協会 事務局次長 渡部教彦

TEL 0241-62-3000

FAX 0241-62-2910